



## 日本の法律は関係ない？

### ～海外マルチ事業者とのトラブルに注意しましょう！～

**事例** 10日前に中学校時代の友人から「海外のサイトの代理店となり、自分が紹介した人がそのサイト経由で買い物をすると利益が得られる。間もなく日本でも事業が開始される」というビジネスの勧誘をされた。契約金 30 万円を支払うために消費者金融でお金を借り、スマートフォンから会員になるための申込をした。しかし契約書面も受け取っておらず、不安になった。クーリング・オフしたいが、サイト上の規約には「契約から 3 日を過ぎると無条件解約できない」とある。どうしたらよいか。



### 解説

友人や SNS を通じて勧誘され、海外のマルチ事業者とトラブルになったという相談が、若者を中心に寄せられています。日本の法律ではマルチ取引(連鎖販売取引)において、事業者等は契約書面等の交付を義務付けられており、法定書面を受け取った日から 20 日間は、特定商取引法上のクーリング・オフを主張することが可能です。事例のように海外事業者との契約であっても、日本で契約した消費者は、特定商取引法上のクーリング・オフを主張できる場合があります。しかし契約先が海外事業者の場合、事業者に連絡しても回答が外国語だったり、日本語の対応窓口や国内の問い合わせ窓口がなかったりするため、交渉が困難となることがあります。また海外事業者の中には、日本の法律ではなく事業者が所在する外国の法律に準拠する等と主張し、消費者がクーリング・オフを申し出ても、不当に短い期間しかクーリング・オフを認めなかったり、解約に全く応じないケースもあります。簡単に儲かるなどの説明をうのみにせず、書面等で契約内容を確認し、利益が得られる仕組みやリスク等を理解できないまま、安易に契約してはいけません。なお連鎖販売取引の場合、勧誘を行う者も特定商取引法の規制を受けます。

不安に思った場合やトラブルになった場合には、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

## 相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）